

# Weekly Report

第521日号  
令和元年9月17日

鈴木恒夫税理士事務所  
株式会社鈴木経営センター  
TEL 029-275-4333  
FAX 029-275-4500

e-mail [kaikei@suzuki.email.ne.jp](mailto:kaikei@suzuki.email.ne.jp)  
<http://www.szk-accounting.jp/>

## 10月前後の取引に係る消費税率Q & A

来月から消費税率の引上げにより、事業者が行う資産の譲渡等に係る消費税には原則10%（軽減税率対象資産の譲渡等は8%）が適用されます。

### ◆消費税率の適用に関するQ & A

Q. 9月までに締結した契約に基づいて行う10月以後の取引は？

A. 9月までに締結した契約に基づき行われる資産の譲渡等及び課税仕入れ等であっても、10月以後に行われるものは、原則10%が適用されます。ただし、経過措置が適用される一定の取引については旧税率（8%）が適用されます。

Q. 取引先が9月に出荷した商品（出荷基準により8%で請求）について、検収基準により仕入れを計上しているため10月の仕入計上となる場合の仕入税額控除は？

A. 税率8%で仕入税額控除の計算を行います。

Q. 1年間のサービス提供契約を9月に締結し、1年分の対価を受領している場合は？

A. 役務の提供に係る資産の譲渡等の時期は、

役務の全部を完了した日とされていますので、そのサービスが年ごとに完了するものである場合、完了する日は来年8月となるため、原則10%が適用されます。ただし、中途解約時の未経過部分について返還の定めがない契約であり、事業者が継続して1年分の対価を受領した時点の収益として計上している場合は、8%を適用できます。

Q. 不動産の賃貸契約（経過措置の適用はない）について、10月分の賃貸料を9月に前受する場合は？

A. 10月分の賃貸料は10月以後の資産の貸付けとして受領するものなので、10%が適用されます。

## 被災中小企業に対する資金繰り対策

先日の台風により、千葉県内の市町村に災害救助法が適用されました。このような災害の被災中小企業に対しては以下の対策が実施されます。

◎災害復旧貸付（日本公庫等）……被災企業を対象に運転資金又は設備資金を融資。

◎セーフティネット保証4号（信用保証協会）……災害救助法の適用地域で売上高等が一定以上減少した中小企業に、別枠で融資額を100%保証。

◎小規模企業共済の災害時貸付（中小機構）……災害救助法の適用地域で共済契約者が主要資産の損害又は売上高減少が見込まれる場合に融資。

◎既往債務の返済条件緩和等（日本公庫等）……既往債務の条件変更や貸出手続きの迅速化など。

## 協会けんぽによる被扶養者資格の再確認

協会けんぽは毎年度実施している健康保険の被扶養者資格の再確認について、今月下旬から対象者（今年3月末までに被扶養者と認定されている方）がいる事業主に「被扶養者状況リスト」を順次、送付します（提出期限は11月20日）。

なお、例年は18歳以上の被扶養者が対象ですが、今回は18歳未満も含めた全被扶養者を対象として実施されます。これは健康保険法改正により、来年4月から被扶養者の国内居住要件が新設されることから、居住状況の確認も行うためです。